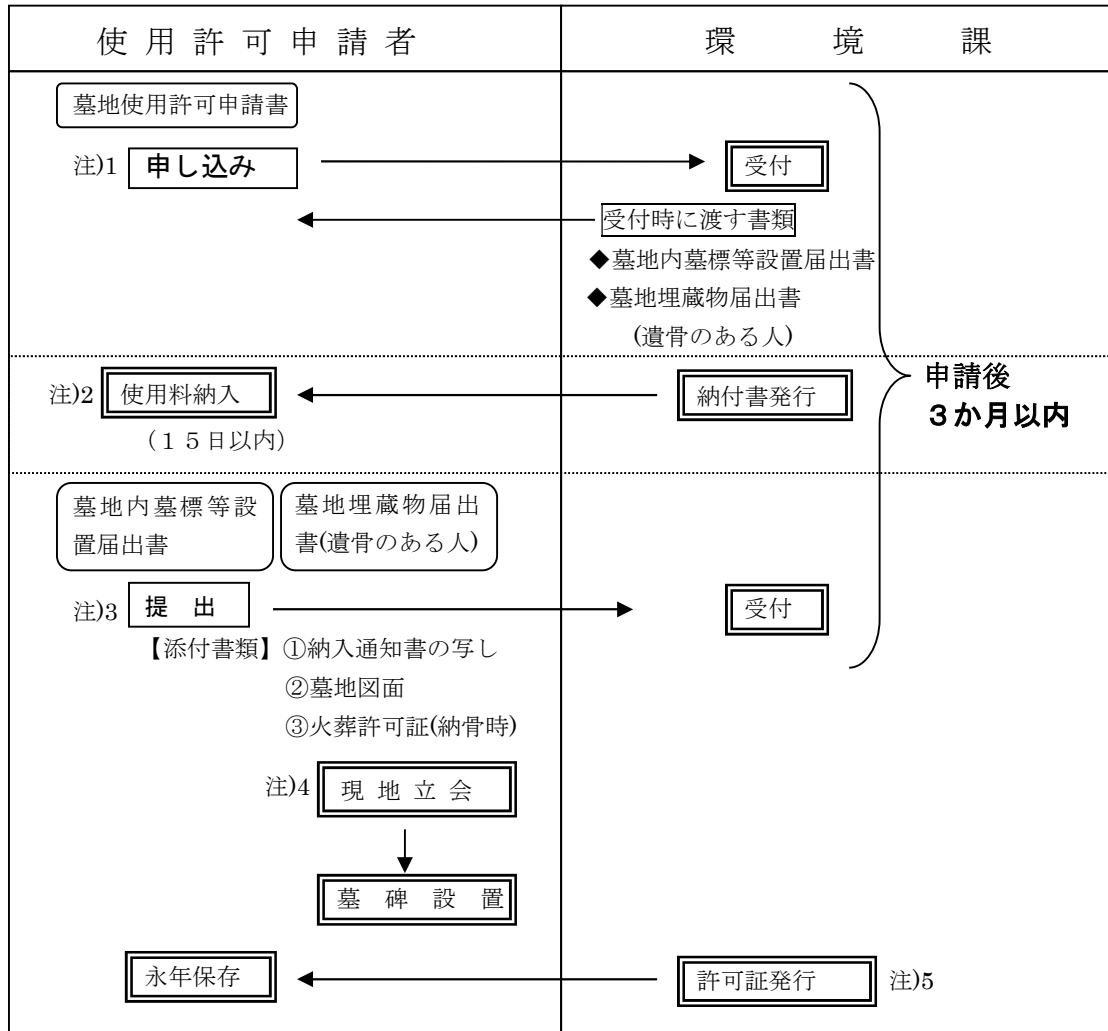


# 墓地使用許可申請（利用申し込み）の方法



- 注)1 環境課備付の墓地使用許可申請書に、必要事項を記入し、押印のうえ環境課窓口へ提出してください。申請書はホームページからもダウンロードできます。なお、同一世帯者以外の方が使用許可申請書を提出する時には、委任状を添付してください。
- 注)2 墓地使用許可申請書受理後、墓地使用料の納入通知書を交付し郵送しますので、納付期限（15日）内に市内に本支店がある金融機関（郵便局を除く）で納付してください。
- 注)3 墓地内墓標等設置届出書は設置日の3日前までに環境課へ提出してください。また、提出時には、使用料の領収証書の写し等を必ず添付してください。
- 注)4 使用許可申請書を申請後、3ヶ月以内に現地で立会いを実施します。その後に墓碑等を建ててください。なお、立会いは代理人（石材業者等）でも可能です。
- 注)5 墓標等の設置に伴う立会い後、墓地使用許可証を交付し郵送します。